

別紙「総合評価落札方式に関する事項」

工事名	石仏公園整備工事(建築工事)
路線名等	3・3・112 石仏公園
工事場所	岩倉市石仏町地内

本工事における総合評価落札方式の評価方法については、下記のとおりです。入札参加者の技術資料から評価項目を評価し、下記(1)で算定された評価値が最も高い者を落札候補者とします。

(1) 評価値の算出方法

入札参加者の技術資料により、(2)の項目を評価して加算点を計算します。

評価値は次式で計算します。

$$\text{評価値} = \{(\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{標準点}\} \times (\text{予定価格} \div \text{入札価格}) \quad \dots \text{①}$$

ただし、入札価格が、岩倉市低入札価格調査等実施要領第3条により定められた基準価格(以下「基準価格」という。)を下回る場合は、①式を適用せず、入札価格にかえて据置価格を代入した次の②式で計算します。

$$\text{評価値} = \{(\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{標準点}\} \times (\text{予定価格} \div \text{据置価格}) \quad \dots \text{②}$$

②式における据置価格は、基準価格と同じとします。

なお、標準点は100点であり、加算点合計は最大25.5点です。

(2) 評価項目と評価基準

各評価項目について次表の評価基準に基づき加点します。

また、過去の実績や今回の入札参加者がJVの場合は、別紙1に掲げる表のとおりとします。

(3) 評価項目の審査

加算点は、技術資料及び添付書類に基づき、上記の評価基準で審査して算出します。提出書類のみでは判断ができない場合は内容の確認や追加資料の提出を求めることがあります。また、提出した書類の記載内容が事実と異なる場合でも書類の再提出は認められないので、各評価項目の実績等が記載漏れの場合は加点対象となりません。

(4) その他

- ・ 技術資料の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とします。
- ・ 提出された技術資料は返却しません。
- ・ 加算点、入札金額及び評価値は入札後公表します。
- ・ 提出書類に虚偽記載等明らかに悪質な行為が判明した場合は、落札を取り消し、又は契約を解除します。

(A) 企業の技術力に関する事項 (配点10点)

評価項目		評価基準	加算点
①企業評価対象工事の施工実績(平成31年4月1日から当該工事の公告の日までに完了) ※1※2※3		岩倉市発注2件以上	3点
		岩倉市発注1件	2点
		岩倉市以外の発注1件以上	1点
		該当なし	0点
②工事成績 (イ)と(ロ)のうち、加算点の大きい方を適用する。) ※4	(イ) 令和3年度から令和5年度に完了した岩倉市発注工事の工事成績評定点の各年度最上位成績の平均点	80点以上	5点
		75点以上80点未満	4点
		70点以上75点未満	3点
		上記に該当しない	0点
	(ロ) 令和3年度から令和5年度に完了した愛知県発注工事の工事成績評定点の各年度最上位成績の平均点	83点以上	3点
		79点以上83点未満	2点
		75点以上79点未満	1点
		上記に該当しない	0点
③中長期的な担い手の確保(令和4年4月1日から当該工事の公告の日まで) ※5※6		若手技術者の雇用実績あり	1点
		上記に該当しない	0点
④ISO9001認証取得の有無※7		認証あり	1点
		認証なし	0点

※1企業評価対象工事とは、元請として行った次に掲げる工事です。

1件当たりの契約金額が2億円以上の建築一式工事

※2本件入札に参加する営業所(「営業所」には主たる営業所を含む。以下同じ。)の施工実績は、県外で行ったものも含めます。また、愛知県内にある他の営業所の施工実績も対象とします。

※3国・地方公共団体又は特殊法人等が発注した工事の実績を対象とします。

なお、「地方公共団体」の取扱い及び「特殊法人等」に該当する機関については、別紙2を参照してください。(以下同じ。)

※4過去の元請としての岩倉市又は愛知県建設局、都市・交通局若しくは建築局発注工事のうち、**建築工事業**に関する工事成績評定点を対象とします。各年度最上位成績の平均点(小数以下は切り捨て)の算出にあたり、実績の無い年度又は工事成績評定点が評価基準未満の年度については、工事成績評定点を岩倉市発注は69点、愛知県発注は74点とみなして計算します。

※5若手技術者を新たに雇用した場合の実績を認めます。若手技術者は期限の定めのない雇用契約を締結する労働者(以下「正規社員」という。)に限り認めます。(日付については、労働条件通知書又は労働契約書等の日付で判断します。)ただし、同一企業での再雇用は認めません。また入札参加資格確認申請書提出時点で、その正規社員の雇用が継続していることが必要です。

※6若手技術者とは新規雇用された日(健康保険被保険者証の資格取得年月日等)において、満年齢29歳以下で、建設業法第7条第二号イで定める学校の建設業法施行規則第1条に定める学科(国土交通省令で定める学科)又は建設業法施行令第36条第1項第四号、第37条第1項第二号、同条第2項第一号ロ及び同項第二号ロの規定により、技術検定試験の受験資格の認定を受けた学校・学科を卒業した者を認めます。

なお、建設業法施行規則第1条に定める学科、技術検定試験の受験資格の認定を受けた学科は当該工事と同業種に限定するものではありません。

※7本件入札に参加する営業所が認証されていることとします。

(B) 配置予定の主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）の能力に関する事項（配点7点）

評価項目		評価基準	加算点
①技術者評価対象工事の施工実績（平成31年4月1日から当該工事の公告の日までに完了）※1※2※3※4-1※6		岩倉市発注1件以上	2点
		岩倉市以外の発注1件以上	1点
		該当なし	0点
②工事成績 （（イ）と（ロ）のうち、加算点の大きい方を適用する。）※3※4-2 ※5※6	（イ）平成31年4月1日から当該工事の公告の日までに完了した岩倉市発注工事の工事成績評定点の最上位成績点	80点以上	5点
		75点以上80点未満	4点
		70点以上75点未満	3点
		上記に該当しない	0点
	（ロ）平成31年4月1日から当該工事の公告の日までに完了した愛知県発注工事の工事成績評定点の最上位成績点	83点以上	3点
		79点以上83点未満	2点
		75点以上79点未満	1点
		上記に該当しない	0点

※1 技術者評価対象工事とは、元請として行った次に掲げる工事です。

1件当たりの契約金額が2億円以上の建築一式工事

※2 国・地方公共団体又は特殊法人等が発注した工事の実績を対象とします。

※3 工場製作期間と現場作業期間で配置予定技術者が異なる場合には、現場作業期間における配置予定技術者に係る実績を対象とします。

※4-1 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての実績を求めます。なお、工事の途中で監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の交代があった場合は、コリンズの変更届及び実施工程表等により従事した経験が確認できる場合に限り認めます。また、監理技術者補佐として従事した実績については、専任で従事した実績に限りします。

※4-2 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての実績を求めます。なお、工事の途中で監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の交代があった場合は、工期の半分以上かつ完了時まで従事した実績を認めます。また、監理技術者補佐として従事した実績については、専任で従事した実績に限りします。

※5 過去の元請としての岩倉市又は愛知県建設局、都市・交通局若しくは建築局発注工事のうち、**建築工事業**に関する工事成績評定点を対象とします。

※6 ①、②の実績は同一人のものであること。なお、入札参加申し込みの時点で配置予定技術者を特定することができない場合は、候補とする配置予定技術者のうち、加算点の合計が最も低い技術者の点数を使用します。また、ペナルティーについては、①、②の加算点の合計に対して適用します。

(C) 地域精通度・地域貢献度に関する事項 (配点8. 5点)

評価項目	評価基準	加算点
①本店の所在地 ^{※1}	岩倉市内にあり	1点
	上記項目に該当しない	0点
②岩倉市発注の公共工事施工実績 (平成31年4月1日から当該工事の公告の日までに完了) ^{※2}	実績あり	1点
	該当なし	0点
③災害協定等に基づく活動実績 (令和3年4月1日から当該工事の公告の日まで) ^{※3}	岩倉市との協定に基づく活動実績あり	2点
	愛知県との協定に基づく活動実績あり	1点
	該当なし	0点
④ボランティア活動実績の有無 (令和4年4月1日から当該工事の公告の日までに完了) ^{※4}	実績あり	1点
	該当なし	0点
⑤雇用実績の有無 (令和4年4月1日から当該工事の公告の日まで) ^{※5}	雇用実績あり	1点
	上記に該当しない	0点
⑥女性の活躍促進宣言の有無 ^{※6}	該当あり	0.5点
	該当なし	0点
⑦完全週休2日制工事又は週休2日制工事の取組実績の有無 (令和4年4月1日から当該工事の公告の日までに完了) ^{※7}	実績あり	1点
	該当なし	0点
⑧ISO14001認証取得の有無 ^{※8}	認証あり	1点
	認証なし	0点

※1建設業法に規定する**建築工事業**の営業登録をしている営業所に限ります。

※2元請として行った、建設業法上の分類による**建築工事業**の工事を実績として認めます。

※3活動実績とは、巡視業務、風水害時の水防対策業務、緊急維持修繕及び雪氷対策並びに岩倉市が主催する防災訓練とします。

※4岩倉市のアダプトプログラム関連事業又は岩倉市が参加、後援、届出承認などで公認している道路・河川・公園等の清掃活動とします。

※5正規社員を新たに雇用した場合の実績を認めます。(日付については、労働条件通知書又は労働契約書等の日付で判断します。)ただし、同一企業での再雇用は認めません。また入札参加資格確認申請書提出時点で、その正規社員の雇用が継続していることが必要です。

※6愛知県県民文化局男女共同参画推進課が発行する「女性の活躍促進宣言受理証明書」の写しを提出してください。

※7岩倉市発注工事のうち、**建築一式工事**での実績を対象とします。

※8本件入札に参加する営業所が認証されていることとします。

各評価項目の共同企業体の扱いについては、以下の表のとおりとする。

共同企業体での入札参加、及び共同企業体で行った過去の実績等に関する取扱い(単体及び特定建設共同企業体での入札)

今回入札	過去実績	総合評価項目															
		入札参加資格	企業施工実績	企業の同種工事施工実績	企業の工事成績	中長期的な担い手の確保	ISO9001の認証	配置予定技術者の施工実績	配置予定技術者の工事成績	本店の所在地	岩倉市発注の同種工事実績	災害協定等に基づく活動実績	ボランティア活動実績	雇用実績	女性の活躍促進宣言の有無	完全週休2日制工事・週休2日制工事の取組実績の有無(岩倉市発注の同種工事での取組実績とする)	ISO14001の認証
単体	単体	該当工事全部を認める	県内の営業所実績(県外工事も該当)を認める	該当業種工事全部を対象とする	制限なし	制限なし	元請工事の監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての実績を認めるただし施工実績、工事成績は同一のものとする	元請工事の監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての実績を認めるただし施工実績、工事成績は同一のものとする	制限なし	県内の営業所実績を認める	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
	特定JV	出資比率20%以上の構成員である場合の実績を認める	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして対象とする	/	/	/	/	/	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	/	/	/	/	/	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	/
特定JV	単体	該当工事全部を認める	今回入札JV構成員のいずれか1者の県内の営業所実績(県外工事も該当)を認める	今回入札JV代表構成員の該当業種工事全部を対象とする	今回入札JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	今回入札JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	代表構成員が配置する技術者の元請工事における監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての実績を認めるただし施工実績、工事成績は同一のものとする	代表構成員が配置する技術者の元請工事における監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての実績を認めるただし施工実績、工事成績は同一のものとする	今回入札JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	今回入札JV構成員のいずれか1者の県内営業所実績を認める	今回入札JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	今回入札JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	今回入札JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	今回入札JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	今回入札JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	今回入札JV構成員のいずれか1者の実績を認める	今回入札JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める
	特定JV	出資比率20%以上の構成員である場合の実績を認める	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	/	/	/	/	/	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	/	/	/	/	/	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	/

注1) 過去の実績として、例えば、単体の実績であれば「過去実績」の「単体」の行、特定JVでの実績なら「特定JV」の行を選びます。選んだ行と、「総合評価項目」の項目(企業の同種工事施工実績等)の列がクロスする部分に、実績等の取扱いが記載されています。

注2) 「企業の同種工事施工実績」について、今回入札JVと過去実績JVが同一の企業で構成される場合、実績件数を重複して認めません。

1 「地方公共団体」の取扱い

本公告における「地方公共団体」には、普通地方公共団体のほか、特別地方公共団体(一部事務組合等)も含まれます。

- (例)・名古屋港管理組合(愛知県、名古屋市)
 ・愛知県競馬組合(愛知県、名古屋市、豊明市)

2 「特殊法人等」に該当する公共工事発注機関

本公告における「特殊法人等」とは、下記に掲げるものに限ります。

(1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条に規定されている「特殊法人等」

*注意事項

- ・特殊法人等の改革により、国関連の法人の名称、組織等が変更しているので注意すること。
- ・旅客鉄道株式会社各社は、同法施行令第1条に規定がないため該当しません。

(2) 地方公社

① 地方道路公社法に基づき地方公共団体が設立した「道路公社」

「愛知県道路公社」(「愛知道路コンセッション株式会社」との間で建設マネジメント契約を締結したコンストラクションマネージャー(前田建設工業株式会社中部支店)を含む)、「名古屋高速道路公社」等

② 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき地方公共団体が設立した「土地開発公社」

③ 地方住宅供給公社法に基づき地方公共団体が設立した「住宅供給公社」

(3) 認可(指定)法人等

公共(益)施設を設置又は整備する機関として個別の法律により国の認可、指定等を受けた愛知県が出資している法人とする。

- (例)・日本下水道事業団(日本下水道事業団法)
 ・中部国際空港株式会社(中部国際空港の設置及び管理に関する法律)

(4) 県と同等の発注機関として認める「特殊法人等」

愛知県が出えんし、愛知県知事が団体の代表となっている法人等のうち愛知県建設局、都市・交通局又は建築局が所管しているもの

- (例)・全国都市緑化あいちフェア実行委員会

以下の団体は、愛知県知事が団体の代表となっていないため該当しません。

- ・公益財団法人愛知水と緑の公社
- ・公益財団法人愛知県都市整備協会

*注意事項

- ・「公共工事」を発注することが認められる法人等に限られます。